

産業厚生常任委員会資料

令和3年9月3日

健康福祉部 福祉総務課・社会福祉課

資料

加東子ども家庭センターとの連携について 1 ページ

1 加東こども家庭センター（児童相談所）の概要

- (1) 開設 令和3年4月1日（木）（令和2年10月26日から中央こども家庭センター加東分室として開設）
- (2) 所管区域 北播磨5市1町（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- (3) 管内状況 児童人口 43,106人（平成27年国勢調査）
- | | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|-----|
| 認定こども園 | 52園、 | 保育所 | 15所、 | 幼稚園 | 8園 |
| 小学校 | 55校、 | 中学校 | 26校、 | 高等学校 | 13校 |
| 特別支援学校 | 4校 | | | | |
- (4) 業務内容

相 談

- ① 養育困難な子どもの相談 ② 虐待についての相談
③ 非行の相談 ④ 発達や障害の相談 ⑤ 里親の相談

支 援

- ① 市町援助： 市町相互間の連絡調整、情報提供及び必要な援助
- ② 相談援助： 専門的知識、技術を必要とする相談への対応（相談・調査・判定・指導）
- ③ 一時保護： 子どもの生命の安全を確保
- ④ 措 置： 施設入所、里親委託、児童福祉司指導、市町への指導委託、家庭裁判所送致
- ⑤ 立入調査、出頭要求、臨検又は捜索
- ： 児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに職員による立ち入り調査
 - ： 安全確認・確保のため、出頭要求に応じない場合には裁判所の許可状を受け臨検又は捜索
- ⑥ 民法上の権利行使： 家庭裁判所に対する施設入所の承認申し立てなど
- ⑦ 市町への送致、通知： 専門的知識・技術を要しない児童及び妊産婦で支援を必要とする場合の送致など

2 相談受付件数の推移（加東市内居住者分）

令和3年4月から7月までの相談件数は、令和2年度の同期間と比較して、虐待、障害種別で増加しています。

(単位：件)

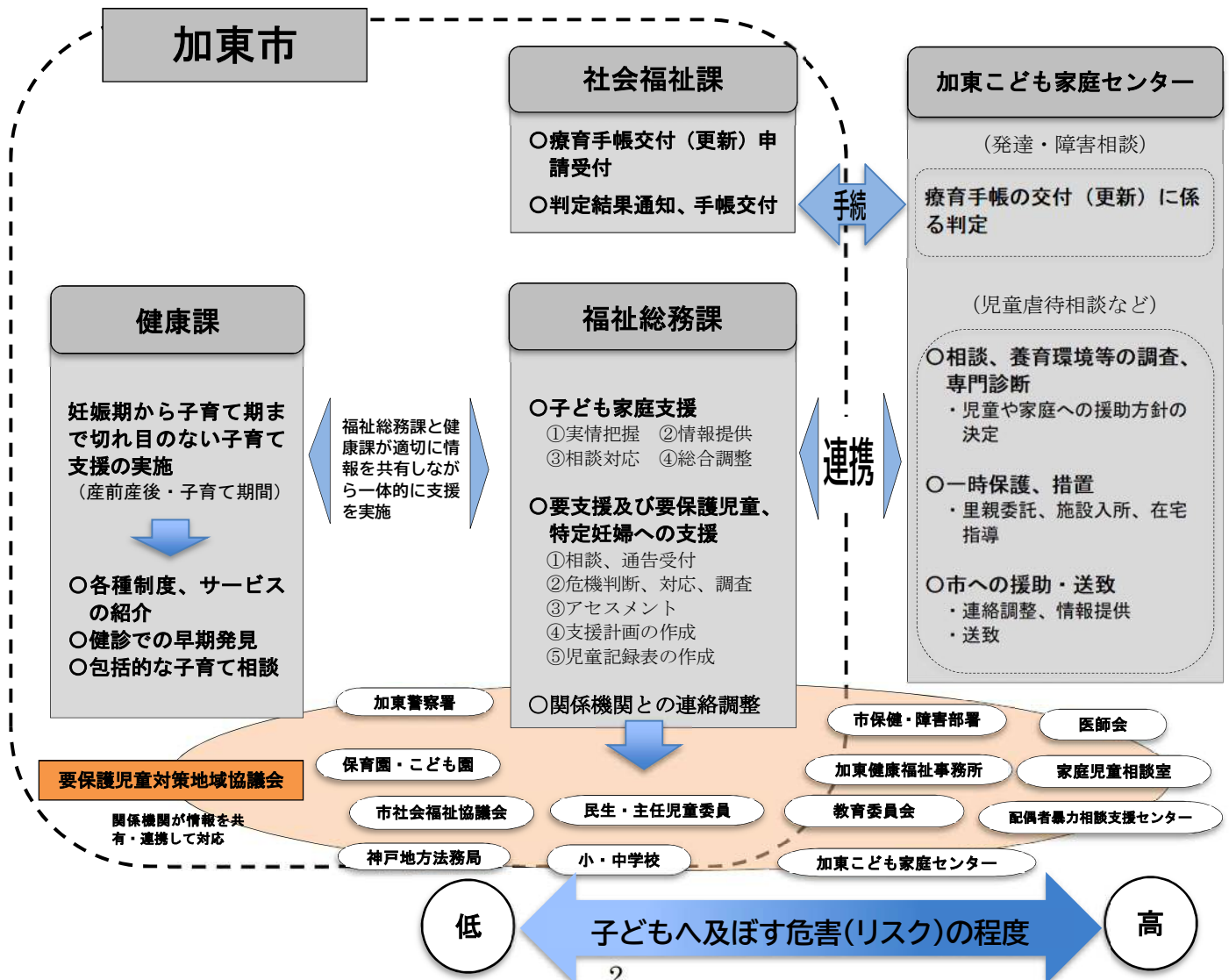
	虐待	その他養護	障害	非行	育成	計	備考
令和元年度	61	13	80	6	6	166	
令和2年度	56(22)	16(7)	75(26)	1(1)	11(3)	159(59)	()は4月~7月
令和3年度	31	1	37	0	0	69	4月~7月

3 役割分担・連携

複雑多様化する児童家庭相談に、迅速的確に対応するためには、加東こども家庭センター（以下、「センター」という）と加東市（以下、「市」という）が適切な役割分担のもとで、緊密に連携する必要があります。

ケースが支援の狭間に陥ることなく、センターと市が、子どもの最善の利益実現のため、以下のとおり相互連携するための体制を整えています。

センターと市の役割分担・連携（イメージ図）



4 加東こども家庭センター開設に伴う影響について

全国の児童相談所における児童虐待相談件数は年々増加しており、令和元年度は、兵庫県内でも統計開始以降、最多となっています。（令和元年度：全国 193,780 件、兵庫県 8,308 件）

これは、子どもの目の前で夫婦間で暴力をふるう面前 DV が児童虐待（心理的虐待）にあたるとの認識が広がり、警察からの通告が増えたことが原因と考えられます。また、通告意識の高まりにより、近隣・知人が緊急性の高いものを警察に直接通報するケースが増加したことも一因と考えられます。

このような状況の中、センターの開設は、市との連携を一層密にする新たな相談援助体制となりました。

これまで、中央こども家庭センター（明石市内）との連絡調整で時間を要していましたが、開設後は、センター職員との同行訪問がスピーディーとなり、日頃から子どもの身近な場所において子育て支援に携わっている市にとって、これまで以上に子どもの安全確保や命が犠牲になることを未然に防ぐことにつながると考えています。

さらに、困難なケースにおいても、センター職員と顔の見える形で早期に相談ができ、虐待の早期対応につながっています。

また、障害福祉においては、市の療育手帳所持者数が増加している中、身近な場所で療育手帳の交付（更新）に係る判定を受けることが可能となり、申請者の負担も大きく軽減されるなど、これまで以上に身近な相談場所となっています。